

医政発0819第4号  
保 発0819第6号  
令和元年8月19日

地方厚生（支）局長 }  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」の一部改正について

医療機器の保険適用等に関する取扱いについては、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成31年3月29日医政発0329第45号、保発0329第4号。以下「通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、令和元年度の消費税引上げに伴う基準材料価格改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和元年10月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

#### 記

6中「「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（平成31年3月29日保発0329第3号）第4章2に規定する」を「「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和元年8月19日保発0819第5号）第4章2に規定する」に改める。

(参考)

「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」(平成31年3月29日医政発0329第45号、保発0329第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 再算定手続き</p> <p>材料価格基準に規定する機能区分のうち、基準材料価格改定の際に、<u>「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第5号)第4章2に規定する再算定により基準材料価格を改定することとされている機能区分については、次の手順により再算定要件への該当性を検討し決定する</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別紙1～別紙12 (略)</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 再算定手続き</p> <p>材料価格基準に規定する機能区分のうち、基準材料価格改定の際に、<u>「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(平成31年3月29日保発0329第3号)第4章2に規定する再算定により基準材料価格を改定することとされている機能区分については、次の手順により再算定要件への該当性を検討し決定する。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別紙1～別紙12 (略)</p>